

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び長崎県交通局契約事務規程（昭和 47 年交通局企業管理規程第 10 号）第 3 条の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 14 日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1. 調達する物品及び数量

一般事務用パソコン及びモバイルパソコン調達

2. 競争入札に参加することができない者

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として交通局長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (5) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3. 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 入札参加者の資格は、施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、(2) に掲げる事項について審査し決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、(2) に掲げる事項について審査の対象としない。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）

4. 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和 7 年 7 月 29 日までの間（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号または 2 号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5) に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県交通局のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
 - 申請者のうち、県資格を取得している者は、次の書類を添え(5) に掲げる場所に提出すること。
 - ア 申請書（様式第 1 号）
 - イ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し
 - ウ 誓約書
 - エ 印鑑届（様式第 3 号）
 - オ 委任状（様式第 4 号）
 - カ 機能証明書等
 - 申請者のうち、県資格を取得していない者は、次の書類を添え(5) に掲げる場所に提出すること。
 - ア 申請書（様式第 2 号）
 - イ 法人にあつては登記簿謄本

ウ 個人にあつては次の(a)及び(b)

(a) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

(b) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
カ 誓約書

キ 印鑑届(様式第3号)

ク 委任状(様式第4号)

ケ 機能証明書等

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局 管理部総務課(総務班)

(電話) 095-822-5141

5. 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。

6. 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7. 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が2の(1)、(2)又は(6)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。